

平成28年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望
(地域情報化関係)

【総務省】

平成27年8月10日

全 国 知 事 会

【地域情報化関係】

1 マイナンバー制度について

- (1) マイナンバー制度については、国民の認知や理解が深まらなければ、「通知カード」の取扱いや「個人番号カード」の取得等において混乱が生じ、普及、定着が阻害されるおそれがあることから、国民が適切にマイナンバーを取り扱えるよう、制度の概要、メリット、安全性や信頼性等に加え、「個人番号カード」の取得等に必要となる手続きや注意すべき事項等についても、導入スケジュールと併せて早急に周知・広報を強化すること。

その際には、若者から高齢者までの各階層、外国人及び情報弱者に対して、様々な媒体を活用して、効果的かつきめ細やかな周知・広報を行うこと。

また、居所に住民票を移すことのできない事情にも十分配慮すること。

- (2) マイナンバー制度には、プライバシー保護の観点からの懸念が示されていることから、情報漏洩や不正利用に係る国民の不安を払拭できるよう、制度の安全性や信頼性を、国民に丁寧かつ十分に説明する等により、信頼される社会基盤として制度を確立すること。

特に特定個人情報保護方策について、社会情勢、国民の意識、技術動向等諸環境の変化を踏まえ、情報漏洩や目的外利用などの危険性について不断の検証を重ねた上で、随時追加・見直しを行うこと。

- (3) マイナンバー制度に係るセキュリティ対策については、技術的・物理的・人的対策の観点から、再度、総点検し、国民の信頼が得られる安全対策を示すこと。

また、事前に、情報漏洩が発生した場合の対応として、被害の拡大防止対策を講じておくこと。

なお、地方公共団体が実施するセキュリティ対策に必要な経費について財政措置を講じるほか、民間事業者においても、十分なセキュリティ対策が確実に講じられるよう、国の責任において対応すること。

- (4) マイナンバー制度においては、行政機関をかたった不正な勧誘、マイナンバーに関連した悪質商法や、マイナンバーや個人情報を騙し取るフィッシング詐欺等が発生するおそれがあるため、内閣官房や消費者庁等が主体となって様々な注意喚起及び情報提供を行うとともに、監視体制を確保し、詐欺や悪質行為の被害を未然に防止するため万全を期すこと。

- (5) マイナンバー制度の円滑な導入には、全ての地方公共団体と民間事業者において、制度の理解、システム改修や体制の整備が必要となることから、準備状況を勘案し、所管省庁が参加した説明会や研修会の開催及びマニュアルの作成を行うこと。

特に中小企業・小規模事業者においても、マイナンバー制度への対応が確実に行えるよう国の責任において必要な支援を行うこと。

なお、マイナンバー制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、地方公共団

体や民間事業者が主催する説明会や研修会についても、講師を無償で派遣すること。

- (6) マイナンバー制度に関して、地方側で対応が必要となる作業等についての情報は、内閣官房や総務省等において一元的な情報提供に努め、地方の作業に遅れが生じないように適切な時期に行うこと。

また、地方との協議が必要な場合及び地方から協議の求めがある場合には、「マイナンバー制度に関する国と地方公共団体の推進連絡協議会」等の場において、地方の意見を十分に聴いた上で、反映させること。

- (7) マイナンバー制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、システム及びネットワークの構築・改修や維持管理に要する経費については原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないようにすること。

特に、国が設定した補助金の上限額と、地方の見積額に乖離が生じる場合には、その原因を分析し、地方側に示すとともに、不足分について必要な財政措置を講じるほか、今後、地方公共団体が行う各種連携テストの実施に必要な経費について必要な財政措置を講じること。

- (8) マイナンバー制度の普及、浸透を図るため、セキュリティや費用対効果等について十分に検証した上で、「個人番号カード」に健康保険証等の機能を追加し、「マイナポータル」で提供する情報を充実させるほか、民間事業者まで拡大される公的個人認証サービスの署名検証者の増加を図り、手軽で利便性の高いものにする。

特に、「個人番号カード」の普及を図るため、発行手数料については引続き国が負担すること。

- (9) 法施行後3年を目途として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。

また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。

2 自治体クラウドの推進について

- (1) 自治体クラウドの導入を推進するに当たっては、クラウドに対するセキュリティや、システムの共同利用等に対する不安を払拭するため、導入によるメリットや、導入の手順について国民及び地方公共団体に分かりやすく示すこと。

また、各地方公共団体における業務の標準化や、導入の障害となるベンダーロックインの排除に向けた必要な支援を実施すること。

- (2) 自治体クラウドの導入に必要な基盤構築に要する費用や、システムの中途解約に伴う違約金等のイニシャルコストについては、自治体クラウドの導入を推進するためにも、国において適切な財政措置を講じること。

また、市区町村のクラウド導入を支援する都道府県に対しても適切な財政措置を講じること。

- (3) 自治体クラウドの導入には、ベンダーの協力が不可欠であるため、ベンダーから積極的な協力が得られるように、ベンダーに対する協力依頼や働きかけ等を行うこと。

3 地上デジタル放送に係る必要な措置について

- (1) 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により被害を受けている地域に対し、国の責任において、地上デジタル放送に係る必要な措置を引き続き実施すること。

特に同発電所事故により被害を受けている地域に対しては、原子力災害の特殊性にかんがみ、必要な対策を長期的かつ弾力的に実施すること。

- (2) 地上デジタル放送難視対策は、平成27年3月で完了したが、電波利用料財源を活用するなどにより、恒久的対策を実施した施設等の維持管理費等に係る対象世帯及び地方公共団体の負担の軽減を図ること。

4 地域情報化の推進について

- (1) 地域住民が等しく情報通信技術がもたらす利便性を享受し、特に、過疎・離島等の条件不利地域において情報格差が生じることがないように、光ファイバ網を始めとする超高速ブロードバンドなど情報通信基盤の整備及び電子自治体の推進に不可欠な地域公共ネットワークの整備を推進するため、必要な支援策を講じるとともに、整備後の安定的な運用を確保するため、維持管理及び再整備に対する支援策を講じること。

- (2) 携帯電話不感地帯解消に向け、市町村等の整備要望に対応できるよう「携帯電話等エリア整備事業」の予算を十分に確保するとともに、通信事業者の設備投資を促進するため、施設の整備及び維持管理に係る負担の軽減策を講じること。

- (3) 情報通信審議会の答申を踏まえ、ユニバーサルサービス制度を時代に合わせて見直し、光ファイバなどのブロードバンド基盤や携帯電話基地局等の整備・維持管理を対象とすること。

- (4) 安全性強化など災害に強い情報通信基盤・地域公共ネットワークの構築への支援を継続するとともに、災害時に情報収集手段を確保するための支援策を講じること。

- (5) 自治体のICT部門におけるBCP（事業継続計画）対策を進めていくために、必要な支援策を講じること。

5 情報セキュリティ対策の推進について

- (1) 地方公共団体が保有する個人情報等を不正に取得した者が、インターネットを介して不特定多数の者が当該情報入手できる状態に置く行為の禁止及びこれに反した者に対する罰則を規定した法律を早急に制定するとともに、地方公共団体が、当事者として、情報を流出させる者に係る発信者情報の開示を可能とする措置を講じること。
- (2) 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（平成27年3月版）」や「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」に準拠した情報セキュリティポリシーを実施するにあたっては、ベンダーの協力が不可欠であるため、ベンダーから積極的な協力が得られるように、ベンダーに対する協力依頼や働きかけ等を行うこと。
- (3) 日々多様化する地方公共団体へのサイバー攻撃に関して、具体的な対応方法などについて、引き続ききめ細やかな周知・情報提供の充実に努めるとともに、地方公共団体が行うサイバー攻撃にかかる技術的・物理的・人的対策並びに訓練・実証事業に要する経費に対し、財政上の支援措置を講じること。

6 インターネットを介した青少年犯罪被害等への対策について

スマートフォン等の普及に伴い、青少年がコミュニティサイトの掲示板機能等を介して犯罪被害等に遭うケースが後を絶たないことから、フィルタリング義務の規制対象範囲を拡大するとともに、フィルタリングの一層の利用促進を図るなど、青少年が有害情報に触れる機会を減少させるための措置を講じること。